平成２９年（フ）第２１０３号
札幌市白石区栄通１丁目11番18号　ＫＩＲＡＭＥＣＫ白石３号館201号
債務者　渡邉利津夫
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１３３号
札幌市北区麻生町７丁目５番10―205号
債務者　多田健太郎
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３号
北海道名寄市字曙843番地１
債務者　加藤　京子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第５９号
山形県酒田市末広町11番11号
債務者　玉木　幸一
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第５７号
新潟県三条市北中３番５－１号
債務者　鈴木　　博
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第２８２号
愛知県一宮市瀬部字巡見40番地１　２階北
債務者　宮本　善徳
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第９０６号
大阪府南河内郡河南町さくら坂２丁目14番18号
債務者　アトリエＫｅｉこと　北島　啓二
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９６９号
大阪府柏原市円明町14番２―106号　円明府営住宅
債務者　堂地　　唯
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９７６号
堺市堺区大浜北町２丁３番24号　コーポラル堺102号
債務者　黒田千恵美
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９８３号
大阪府富田林市津々山台１丁目20番２号、前住所（旧営業所）大阪府富田林市津々山台１丁目14番11―302号（大阪府富田林市小金台２－１－27）
債務者　キュリオステーション金剛東店こと　岩下　義幸
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９９３号
大阪府柏原市大県３丁目13番64号
債務者　阿部　陽子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０００号
大阪府河内長野市古野町５番35号、前住所大阪府河内長野市古野町18番15―303号
債務者　中井　優美
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０１４号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　大阪府営浅香山住宅16棟309号
債務者　有村　　円（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０３７号
大阪府羽曳野市高鷲６丁目２番16―101号
債務者　東井　悦夫
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
山口県宇部市西中町１番23―501号、従前の住所山口県長門市東深川996番地11
債務者　今津　　等
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１５５号
北海道帯広市西５条南29丁目１番地７　五条ハイツＣ室
債務者　田邊　　茜
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係